

ハイライト:

- ・ふるさと納税について解説します。
- ・太陽光発電設備による余剰電力の売却収入等について解説します。

## たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

### ご挨拶



目次:

ご挨拶	1
ふるさと納税に 関して	1
太陽光発電設備によ る余剰電力の売却収 入等について	2

梅雨の晴れ間が恋しい時期となりました。温度差が変化する時期ですので、体調管理には気をつけたいものです。

第70号では、ふるさと納税と太陽光発電設備による余剰電力の売却収入等について取り上げてみました。

内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。なお、HPのお役立ち情報で会計・税務の情報を更新していますので、是非ご覧下さい。

公認会計士・税理士・AFP・IT コーディネータ 中村 元彦  
公認会計士・税理士・AFP・社会保険労務士 中村友理香

### ふるさと納税に関して

返礼品が年々豪華になり、先日総務省から 制度の趣旨に沿った責任と良識のある対応を要請する旨が各都道府県知事宛に通知として出されたところです。

そこで、改めてふるさと納税を行うことによってどのような税制上の措置を受けることができるのか、また返礼品を受け取った場合の課税関係について解説いたします。

控除される税額 ~ 所得税 ~

ふるさと納税の寄附金から2千円を引いた金額が所得額から控除されます。よって、寄附金額がそのまま所得税から減額される訳ではなく、「(寄附金-2,000円)×所得税率(復興特別所得税含む)」が所得税額から控除されることとなります。

控除される税額 ~ 住民税 ~

寄附金から2千円を引いた金額の10%が住民税から控除されます。所得税と異なり、住民税に関しては税額から直接控除されます。

控除される税額 ~ 住民税の特例分 ~

住民税の20%を上限として、や で引き切れなかった分が更に控除される仕組みとなっています。

での控除分は、

{(寄附金 - 2,000円) × (100% - 10%(上記の ) - 所得税等の税率(上記の )}

で計算されますので、最終的には、上限額以内での寄附であれば、寄附金から2千円を差し引いた残りの全額が控除されることとなります。

寄附に対する返礼品についての課税

寄附者が特産品等を受けた場合の経済的利益は、一時所得に該当します。

一時所得の金額は次のように計算します。

$$\text{一時所得の金額} = \left( \text{その年の一時所得に係る総収入金額} \right) - \left( \text{その収入を得るために支出した金額の合計} \right) - 50\text{万円}$$

従って、返礼品の金額から寄附金の金額を差し引いた残額が50万円に満たない場合には、一時所得は0円になりますので、課税関係は生じないこととなります。

税額控除等の制度の適用を受けるためには原則として確定申告を行う必要がありますが、  
 ・寄附先が5つ以下の自治体である、  
 ・確定申告の義務がない  
 の2つに該当する場合には、平成27年度から開始した、ふるさと納税ワンストップ特例制度が利用できます。是非、ふるさと納税制度を活用してみてください。

ホームページもご覧下さい  
[Http://homepage2.nifty.com/my-naka/](http://homepage2.nifty.com/my-naka/)



## 太陽光発電設備による余剰電力の売却収入等について

最近よく耳にする自然エネルギーですが、身近なところで太陽光発電設備に興味、導入を考えている方も増えてきていると思います。今号では、個人の方で太陽光発電設備を設置し、太陽光発電による固定価格買取制度に基づきその余剰電力を電力会社に売却している場合の売却収入に係る所得区分などについて取り上げます。

### < 太陽光発電設備を取得した場合 >

給与所得者が自宅に太陽光発電設備を家事用資産として使用し余剰電力を売却している場合には、雑所得に該当します。雑所得の計算は、次のように計算します。

雑所得の金額 = 売電収入 - 必要経費(余剰売電に係る部分)

太陽光発電設備は機械装置に該当するため、耐用年数の17年で減価償却を行います。ただし、必要経費に算入できる減価償却費の額は、発電量のうち売却した電力量の占める割合分の金額となります。

雑所得が20万円を超えた場合には、所得税の確定申告が必要となります。

### < 省エネ改修工事をした場合 >

個人の方が太陽光発電設備を設置する等の省エネ改修工事をした場合、一定の要件を全て満たすと、住宅特定改修特別税額控除の適用ができます。控除額は、下記のとおりです。

標準的な工事のケース + 太陽光発電設置工事のケース	工事費用(上限350万円)の10%、最高35万円。
標準的な工事	工事費用(上限250万円)の10%、最高25万円。

一定の要件とは、下記のとおりです。(参考: 国税庁HP)

(1)	所有する家屋の改修工事をし、平成31年6月30日のまでの間に自己が居住していること。
(2)	改修工事完了日から6ヶ月以内に居住していること。
(3)	税額控除を受ける年の合計所得金額が、3千万円以下であること。
(4)	次に掲げる省エネ改修工事であること。 全ての居室の窓全部の改修工事、又はその工事と併せて行う床、天井、壁の断熱工事(改修部位の省エネ性能がいずれも平成25年基準以上となること。)の構造又は設備と一体となって効用を果たす設備の設置工事の工事と併せて行う一定の太陽光発電設置工事
(5)	補助金等を除いた改修工事費用の額が50万円を超えるものであること。
(6)	工事後の住宅の床面積が50㎡以上で、床面積の1/2以上に居住していること。
(7)	改修工事費用の1/2以上の額が居住用部分の工事費用であること。

## 税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15 ウィン青山1025

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

[nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp](mailto:nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp)

\* 記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。